

## 第4章 街づくりの進め方

### 1. 基本的な考え方

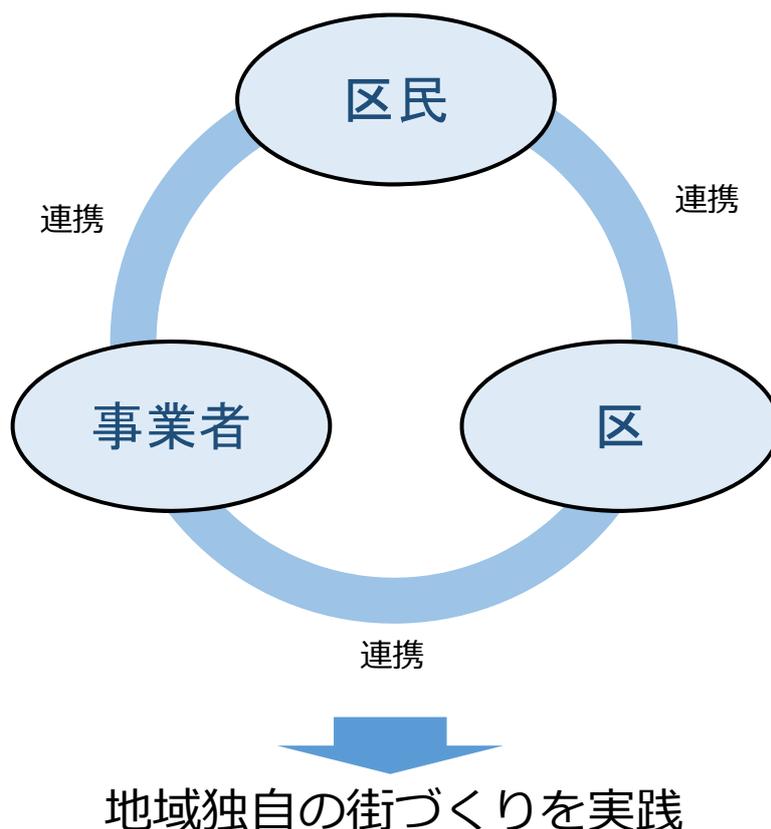
整備構想の策定を機に、今後、地域で街づくりに取組んでいくためには、「区民」「事業者」「区」のそれぞれが自主的に役割を担い、連携しつつ、協働による街づくりを実践していくことが必要です。

そのため、それぞれの主体が担うべき役割を果たし、街づくりの課題やテーマに応じて、互いに連携できる場を創り出していくことが必要です。

整備構想を実現していくためには、各種事業の実施とともに、地域独自の街づくりを実践していくことが必要となります。

「区民」「事業者」「区」は、それぞれの役割に応じて、連携を図りながら積極的・主体的に街づくりに取組んでいきます。

#### ■協働による街づくりの実践のイメージ



## 2. それぞれの主体が果たすべき役割

### (1) 区民の役割

#### ①街づくりへの参加

街づくりの主体は地域の住民であることを認識し、地域の住民一人ひとりが街づくりに積極的・主体的に参加することが必要です。

そのためには、ライフスタイル等に対応した多様な参加の機会を作り、参加を促すことが必要です。

また、町会や自治会、商店会、NPO等の既存の組織においても、これまでの活動範囲にとらわれない街づくり活動が必要です。

#### ②街づくり活動の継続

整備構想は街づくりの大きな枠組みを示すものです。

今後は、整備構想をもとに、地域で実践していくべき街づくりの具体的な内容について継続的に検討を重ねていくことが必要です。

#### ③街づくり活動の実践

長期的には、地域の特性に合わせた街づくりのルールをつくり、街づくりを進めていくことが目標となります。

しかし、街づくりのルールができるまでには時間を要するため、地域の中で出来ることから取組む必要があります。

### (2) 事業者の役割

#### ①地域の街づくりの尊重

事業者は、地域が目指す街の将来像の実現に向けて、地域の街づくり活動への理解を深め、地域の街づくりに貢献できる企業活動に取組むことが必要です。

#### ②街づくりへの参加

事業者は、地域を構成する重要な主体であるため、地域の街づくりに積極的に関り、企業が有する専門性、資金力、マンパワー等の資源を地域の街づくりに活かしていくことが必要です。

また、街の将来像の実現に向けて、企業自らが街づくりに取組むことが必要です。

### (3) 区の役割

#### ①街づくりの支援

区は、地域の街づくりに関する情報を公開・提供するとともに、街づくりの普及・啓発を図ります。また、主体的に街づくりに取組んでいる、または取組もうとしている区民や活動組織に対する支援を行い、多様な街づくりの主体の育成を図ります。

#### ②住民参加の街づくりの推進

区は整備構想に基づく街づくりや事業を進めるに当たり、様々な場面において住民参加を図ります。

また、区と地域が連携した街づくりの取組において、関係機関と連携し支援していきます。

### ③多様な主体との連携

国、都、隣接区、交通管理者、その他公的事業主体の街づくりに係る関係機関との連携を図り、協力を要請していきます。

## 3. 段階的な取組の実践

令和元年度に、本整備構想を実現していくための具体的な整備の方向性を示す「整備方針」を策定し、令和2年度は更に詳細な計画として「整備計画」の策定を行う予定です。

そして、令和3年度以降は、「整備計画」に基づく、具体的な街づくりを「区民」「事業者」「区」の連携・協働により実践していきます。

### ■協働による街づくりの実践の流れ

年度	取組内容
令和元年度 (2019年度)	■ 祐天寺駅周辺地区整備構想の策定 ・地区の課題等を踏まえた、地区の将来像や街づくりの目標、街づくりの方向性を設定
	■ (仮称)祐天寺駅周辺地区整備方針の策定 ・地区の将来像や街づくりの目標を実現するための基本的な方針（アクションプラン）、整備メニュー例を設定
令和2年度 (2020年度)	■ (仮称)祐天寺駅周辺地区整備計画の策定 ・整備メニューを実現する実施主体及びスケジュールを設定
令和3年度 (2021年度) 以降	■ 具体的な街づくりの実践 ・「整備計画」の内容を踏まえた具体的な街づくりを実践